

保存期限：平成 36 年 3 月 31 日まで

住機審発第 3024 号  
平成 26 年 3 月 6 日

適合証明検査機関代表者 殿

独立行政法人住宅金融支援機構  
理事 樹下 英之

### 豪雪によるキッチン等の設備機器の納入遅延への対応について (通知)

#### 【要旨】

豪雪によるキッチン等の設備機器の納入遅延による引渡しの遅れを解消するため、3月末までに引渡しする物件に限り、後日設備機器の設置工事完了後の確認写真を提出していただくことで、設備機器が設置されていない住宅に対する適合証明書の交付を認める。

ただし、お客さまは実質的な居住が困難な状況にあることから、適合証明書の交付により、完成前に返済が始まることを希望しない場合も想定されるため、お客さまの意向を確認した上で実施することとする。

平素は、適合証明業務にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 2 月 14 日～16 日の豪雪の影響により、平成 26 年 3 月までにキッチン等の設備機器（以下「設備機器」という。）を納品することが困難な状況が発生しています。

引渡しに 4 月以降にずれ込むことにより住宅に課せられる消費税が 5% から 8% となり、お客さまの負担が増大することが懸念されています。

このため、国土交通省は、指定確認検査機関に対して、設備機器が未設置の状態で検査済証を交付できる旨の通知を平成 26 年 3 月 3 日付けで行ったところです。

このような状況を鑑み、適合証明業務についても下記の 1 及び 2 を満たす場合は設備機器が設置されていない場合でも適合証明書を交付することができる特例を定めたので通知します。

記

#### 1 申請者への説明事項及び申出書書式の交付

適合証明の申請者から、設備機器が無い状態で3月中に適合証明書の発行を受けたい旨の申出があった場合は、以下の事項を伝えた上で「キッチン等の設備機器未設置状態における適合証明書発行に係る申出書」（以下「申出書」という。申出書は別紙参照。）を渡してください。

- (1) 融資利用者の同意を確認するため、融資利用者と事業者連名の申出書を適合証明検査機関に提出する必要があること。
- (2) 請負契約書又は売買契約書（以下「契約書」という。）の写しを適合証明検査機関に提出する必要があること。
- (3) 設備機器の設置工事完了後、7日以内に工事箇所の確認写真を適合証明検査機関に提出する必要があること。

## 2 竣工現場検査・適合証明における適合証明検査機関の確認事項

- (1) 竣工現場検査・適合証明の受付時に必要な追加提出書類の確認  
次の追加書類を提出させてください。
    - ア 申出書
    - イ 契約書の写し
  - (2) 追加提出書類内容の確認事項
    - ア 申出書のお申込者氏名と契約書の契約者氏名が一致していること。
    - イ 契約書における引渡し日が平成26年3月以前となっていること。
  - (3) 適合証明書交付時の確認事項
    - ア 設備機器が設置されていない状態で検査済証が発行されていること。
    - イ 設備機器以外の全ての技術基準に適合していること。
- ※上記以外の事項については、通常時の竣工現場検査・適合証明と同様に検査してください。

## 3 設備機器の設置確認

設備機器の設置工事完了後、適合証明の申請者から工事箇所の確認写真を徴求し、完了を確認してください。

## 4 機構への報告

機構に、申出書の原本を送付するとともに、設備機器の設置確認が完了するまでの間、毎月、進捗を報告してください。

なお、報告方法等については、別途通知します。

<照会先>

独立行政法人住宅金融支援機構  
審査部住宅審査室検査管理グループ

担当：大迫・林

TEL：03-5800-8122

FAX：03-5800-8210

メールアドレス：hontentekigou@jhf.go.jp